

府子本第419号
平成27年12月18日

各都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
武川光夫

児童手当法施行令の一部を改正する政令の施行について

このたび、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号。以下「番号整備法」という。)により、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)が改正されることに伴い、児童手当法施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第432号)が本日公布されたところであるが、その趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その施行に遺漏のないよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

第1 改正の趣旨

番号整備法により住基法が改正されることに伴い、児童手当の支給に関する事務について、住基法第30条の6第1項に規定する本人確認情報(以下「本人確認情報」という。)の利用等が可能となること。

今回の改正は、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号。以下「令」という。)第9条第1項第3号等に、住基法第30条の9(別表第1の71の3の項に係る部分に限る。)を追加する等の改正を行い、児童手当の支給に関する事務と同様に、特例給付(※)の支給に関する事務についても、本人確認情報の利用等を可能とするものであること。

(※) 児童手当法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいい、当分の間、所得制限限度額以上の者に一律 5 千円（月額）を支給するもの。

第 2 改正の内容

1 特例給付を児童手当とみなして適用する法律として、以下の規定を追加すること。

- ・国の機関等への本人確認情報の提供（住基法第 30 条の 9 関係）
- ・通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供（住基法第 30 条の 10 関係）
- ・通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供（住基法第 30 条の 11 関係）
- ・通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供（住基法第 30 条の 12 関係）
- ・本人確認情報の利用（住基法第 30 条の 15 関係）
- ・報告書の公表（住基法第 30 条の 16 関係）
- ・本人確認情報等の提供に関する手数料（住基法第 30 条の 23 関係）
- ・本人確認情報の提供及び利用の制限（住基法第 30 条の 25 関係）
- ・受領者等による本人確認情報等の安全確保（住基法第 30 条の 28 関係）
- ・本人確認情報等の電子計算機処理等に従事する受領者の職員等の秘密保持義務（住基法第 30 条の 30 関係）

2 1 の規定の適用に関し必要な技術的読替えを行うこと。

第 3 施行期日

番号整備法附則第 3 号に掲げる規定の施行の日（平成 28 年 1 月 1 日）から施行するものであること。

(添付資料)

【参考資料】児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 432 号）
条文・新旧対照表

政令第四百三十二号

児童手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第二条第四項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号を次のように改める。

- 三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十一号の二（同法第五条並びに第三十四条第一項及び第二項において適用する場合を含む。次項において同じ。）
二十九条の二、第三十条の九（別表第一の七十一の三の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の十六、第三十条の二十三、第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第二項において適用する場合を含む。次項において同じ。）
第三十条の十第一項第一号（別表第二の五の六の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）
第三十条の十一第一項第一号（別表第三の七の五の項に係る部分に

限る。) (同法第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。)、第三十条の十二第一項第一号(別表第四の四の六の項に係る部分に限る。)(同法第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。)、第三十条の十五第一項第一号(別表第五第九号の二に係る部分に限る。)(同法第三十条の二十五第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。)及び第二項第一号(別表第六の四の項に係る部分に限る。)(同法第三十条の二十五第一項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。並びに第三十一条第三項

第九条第二項を次のように改める。

2 法附則第二条第四項の規定により次の表の第一欄に掲げる住民基本台帳法の規定を適用する場合においては、同表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄

第二欄

第三欄

第四欄

<p>第七條第十一号の二</p>	<p>第七條第十一号の二</p>	<p>児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條</p>	<p>児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七條（同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第三十條の九（別表第一の七十一の三の項に係る部分に限る。）</p>	<p>別表第一の七十一の三の項</p>	<p>同條第二項 第十七條第一項</p>	<p>同法第七條第二項 第十七條第一項（同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第三十條の十第一項第一号（別表第二の五の六の項に係る部分に限る。）</p>	<p>別表第二の五の六の項</p>	<p>の規定により読み替えて適用する</p>	<p>（同法附則第二條第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び同法附則第二條第三項において準用する</p>

<p>第三十条の十一第一項第一号 （別表第三の七の五の項に係る部分に限る。）</p>	<p>別表第三の七の五の項</p>	<p>第十七条第一項</p>	<p>第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第三十条の十二第一項第一号 （別表第四の四の六の項に係る部分に限る。）</p>	<p>別表第四の四の六の項</p>	<p>の規定により読み替えて適用する</p>	<p>（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び同法附則第二条第三項において準用する</p>
<p>第三十条の十五第一項第一号 （別表第五第九号の二に係る部分に限る。）</p>	<p>別表第五第九号の二</p>	<p>第十七条第一項</p>	<p>第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第三十条の十五第二項第一号 （別表第六の四の項に係る部分</p>	<p>別表第六の四の項</p>	<p>第十七条第一項</p>	<p>第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合</p>

分に限る。)

を含む。)

附 則

この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

改正案	現行
<p>（法附則第二条第四項の政令で定める法律の規定等）</p> <p>第九条 法附則第二条第四項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十一号の二（同法第五条並びに第三十四条第一項及び第二項において適用する場合を含む。次項において同じ。）、第二十九条の二、第三十条の九（別表第一の七十一の三の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の十六、第三十条の二十三、第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第二項において適用する場合を含む。次項において同じ。）、第三十条の十第一項第一号（別表第二の五の六の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）、第三十条の十二第一項第一号（別表第四の四の六の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第二項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）、第三十条の十五第一項第一号（別表第五第九号の二に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）及び第二項第一号（別表第六</p>	<p>（法附則第二条第四項の政令で定める法律の規定等）</p> <p>第九条 法附則第二条第四項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十一号の二（同法第五条並びに第三十四条第一項及び第二項において適用する場合を含む。次項において同じ。）、第二十九条の二及び第三十一条第三項</p>

の四の項に係る部分に限る。）（同法第三十条の二十五第一項、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第一項において適用する場合を含む。次項において同じ。）並びに第三十一条第三項

2 法附則第二条第四項の規定により次の表の第一欄に掲げる住民基本台帳法の規定を適用する場合には、同表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第七条第十一号の二	第七条第十一号の二	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七号）第七号	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七号（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）
第三十条の九（別表第一の七十一の三の項に係る部分に限る。）	別表第一の七十一の三の項	同条第二項	同法第七条第二項
第三十条の十 第一項第一号 （別表第二の五の六の項に係る部分に限る。）	別表第二の五の六の項	の規定により読み替えて適用する	（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び同法附則第二条第三項において準用する

2 法附則第二条第四項の規定により住民基本台帳法第七条第十一号の二の規定を適用する場合には、同号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七号」とあるのは「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七号（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」と、「同条第二項」とあるのは「同法第七条第二項」とする。

<p>第三十条の十一第一項第一号（別表第三の七の五の項に係る部分に限る。）</p>	<p>別表第三の七の五の項</p>	<p>第十七条第一項</p>	<p>第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第三十条の十二第二項第一号（別表第四の四の六の項に係る部分に限る。）</p>	<p>別表第四の四の六の項</p>	<p>の規定により読み替えて適用する</p>	<p>（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び同法附則第二条第三項において準用する</p>
<p>第三十条の十五第一項第一号（別表第五第九号の二に係る部分に限る。）</p>	<p>別表第五第九号の二</p>	<p>第十七条第一項</p>	<p>第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第三十条の十五第二項第一号（別表第六</p>	<p>別表第六の四の項</p>	<p>第十七条第一項</p>	<p>第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）</p>

の四の項に係
る部分に限る
。）

む。
）